

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇規

則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政訓
練課)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する
規則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す
る規則(〃)

鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部を改正する規則
(〃)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一
部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)

第十九条の二」を「地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)

第二十一条」に改め、同項第十四号中「・特定不況地域」を削る。

第四条第二項第一号中「三千円」を「三千七十円」に改め、同項第二号

及び同条第三項中「二千六百八十円」を「二千七百四十円」に改める。

第九条第一項第四号中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職
手当法」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規
則」という。)第四条の規定は、昭和六十二年四月一日以後に職業訓練
を受けた日に係る基本手当の支給について適用し、同日前に職業訓練を
受けた日に係る基本手当の支給については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭
和六十二年四月一日以降の分として支給された基本手当は、改正後の規
則の規定による基本手当の内払とみなす。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第一条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・八パーセント」を「年〇・六パーセント」に、「年三・二パーセント」を「年三・一パーセント」に改め、同条第三項中「年一・二八パーセント」を「年〇・九六パーセント」に、「年二・七二パーセント」を「年二・七四パーセント」に改め、同条第四項中「年〇・六四パーセント」を「年〇・四八パーセント」に、「年三・三六パーセント」を「年三・二二パーセント」に改め、同条第五項中「年一・二五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に、「年三・六五パーセント」を「年三・一〇・六パーセント」に、「年三・二パーセント」を「年三・一パーセント」に改め、同条第六項中「年〇・八パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改め、同条第七項中「年〇・七二五パーセント」を「年〇・五二五パーセント」に、「年三・二七五パーセント」を「年三・一七五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・三パーセント」

に、「年二・四五パーセント」を「年二・四パーセント」に改め、同条第九項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・三パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・一五パーセント」に改める。

附則第三項中「年二・四パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年二・一パーセント」に、「年二パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年〇・六五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に、「年〇・七五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改める。

別表第一号から第四号までの規定中「年二・四パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年二・一パーセント」に、「年〇・六五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第五号中「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・四パーセント」に改め、同表第六号及び第七号中「年二・四パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年二・一パーセント」に、「年〇・六五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則の一部改正)
第二条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「年二・四パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年二・一パーセント」に、「年二パーセント」と、「年二・二パーセント」と、「年〇・六五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に、「年〇・七五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び第二条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号）の規定は、昭和六十二年七月一日から適用する。
- 3 昭和六十二年七月一日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「年五・一パーセント」を「年四・七パーセント」に改め、同表第二号中「年四・六パーセント」を「年四・二パーセント」に改める。

別表第二第一号中「年一・四パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同表第二号中「年一・一五パーセント」を「年一・二五パーセント」に改める。

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和六十二年七月一日から適用する。
- 3 昭和六十二年七月一日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農村総合研修所管理規則（昭和五十九年九月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「冷・暖房の要否」を

冷・暖房の要否	要	否
	宿泊者数	人
宿泊期間	年	月
	日	日から

に改める。

様式第二号中

海田 差

田 を

海田 差	田
海田 差	田 (差) ・ 田

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年八月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の一の表中

部
税 務 課

証紙徴収の方法により徴収する自動車税並びに自動車取得税及び自動車取得税に係る延滞金の額に相当する現金の納付があつた場合の当該現金の収納に関する事務

を

部
広 報 文 書 課

公文書の開示及び行政資料の提供に伴う当該公文書及び行政資料の写しの作成に要する費用に相当する現金の収納に関する事務

税 務 課

証紙徴収の方法により徴収する自動車税並びに自動車取得税及び自動車取得税に係る延滞金の額に相当する現金の納付があつた場合の当該現金の収納に関する事務

改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年八月一日から施行する。

に